

大月市

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

(素案)

大 月 市

令和3年3月

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 策定体制.....	2
第2章 障害者の現状	3
1 各手帳の交付状況	3
2 身体障害者手帳所持者の状況	5
3 療育手帳所持者の状況	7
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	8
5 重複障害の状況	9
6 就園・就学・就労の状況	9
7 難病患者の状況	16
8 依存症患者の状況	16
第3章 第5期障害福祉・第1期障害児福祉計画の検証	17
1 数値目標の達成状況と検証	17
第4章 計画の基本方針	30
1 計画の基本的な考え方	30
第5章 第6期障害福祉計画	33
1 障害福祉サービス提供体制の目標	33
2 活動指標（見込量）と確保のための方策.....	37
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	56
第6章 第2期障害児福祉計画	69
1 障害児福祉サービスの成果目標.....	69
2 障害児福祉サービスの実績と見込.....	72
第7章 計画の推進体制	78
1 計画の公表	78

2	計画の進行管理と評価	78
---	------------------	----

資料編 **79**

1	大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 策定委員会設置要綱	79
2	大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 策定委員会委員名簿	80
3	大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定経過	81

第 1 章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

大月市は、基本理念である「ともに生きる喜びを共有できるまち おおつき」の実現に向けて、平成18年度に「大月市第1期障害福祉計画」を策定して以来、3年ごとに見直しを行いながら、障害福祉サービスの効果的かつ効率的な運営を目指して、各種施策の整備を進め実行してきました。「第5期障害福祉計画」の最終年度が令和2年度であることから、この度、令和3年度～5年度を計画期間とする「大月市第6期障害福祉計画」を策定します。

「大月市第6期障害福祉計画」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）に基づき、身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの提供体制を確保するため、国の定める基本指針に即して定めるもので、今回同時期に策定する「大月市第4次障害者福祉計画」の実施計画として位置づけられるものです。

また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正により、障害児に対する支援の目標量や見込量を定めることが求められており、大月市では「第6期障害福祉計画」に合わせて「第2期障害児福祉計画」も一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により策定が求められている計画であり、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対するサービスの一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定します。

また、第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条により策定が求められている計画であり、障害児に対するサービスの具体的な数値目標を定め、ニーズの多様化にきめ細かく対応するためのサービスの拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備をすることを目的にしています。

本計画は、大月市第7次総合計画や障害者基本法第11条により策定が定められている大月市第4次障害者福祉計画をはじめとする上位計画や関連計画との整合を図りながら、市を一区域として策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和5年年度までの3年間とします。

また、「大月市第4次障害者福祉計画」は令和3年度から令和11年度の9年間を計画期間としています。

※ 「大月市第3次障害者福祉計画」は平成25年度～平成34年度（令和4年度）の10年間を計画年次としていましたが、平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」が26年から重度訪問介護の対象者の拡大を実施するなど諸施策の進展に対応するため、また、山梨県の「障害者計画」が改訂となることを受け、当初より2年早く令和3年度から始まる第4次障害者福祉計画を策定しました。

平成		令和						
30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
大月市第3次障害者福祉計画（平成25～令和4年）								
		大月市第4次障害者福祉計画（令和3～11年度）						
大月市 第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画 （平成30～令和2年度）			大月市 第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画 （令和3～5年度）			次期障害福祉計画・ 障害児福祉計画 （令和6～8年度）		

4 策定体制

(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障害者のニーズをサービス見込量等に反映させるため、令和2年7～8月に、市内の障害者手帳所持者1,440人を対象にアンケート調査を、令和2年9月にヒアリング調査を実施しました。

(2) 大月市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定委員会

障害者団体、福祉サービス提供事業者、学識経験者をはじめとする、福祉、教育の各分野の代表者で構成される策定委員会により、審議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

広く市民の声を計画に反映させるために、令和3年1月20日から2月9日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第 2 章 障害者の現状



1 各手帳の交付状況

大月市の令和元年度末の障害者手帳の所持者数は1,525人で、その内訳は身体障害者手帳所持者が1,069人(70.1%)、療育手帳所持者が249人(16.3%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が207人(13.6%)となっています。平成27年度からの5年間に於いて、各手帳所持者数の人口総数に対する比率は微増で推移しています。

● ● 人口総数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
人口総数	25,775	25,226	24,640	24,022	23,516

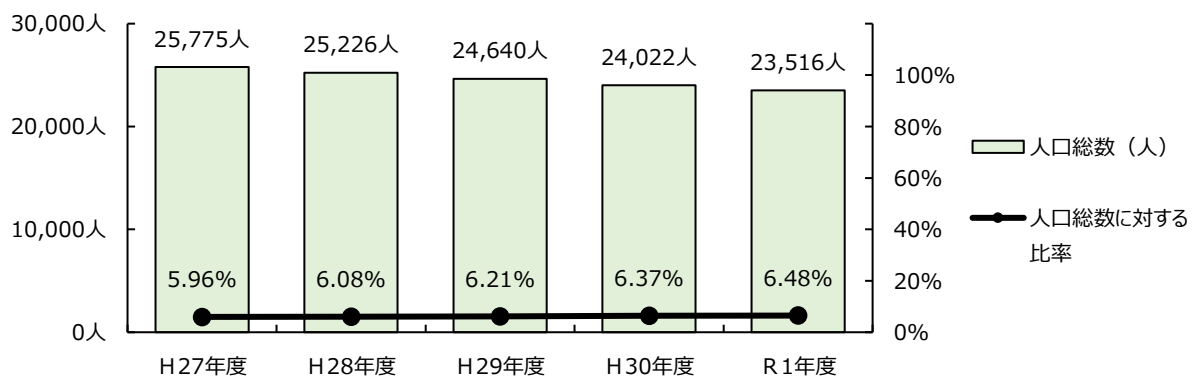
資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 各手帳所持者数及び人口総数に対する比率の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
身体障害者手帳	交付数	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069
	比率	4.29%	4.35%	4.36%	4.47%	4.55%
療育手帳	交付数	246	246	250	245	249
	比率	0.95%	0.98%	1.01%	1.02%	1.06%
精神障害者 保健福祉手帳	交付数	186	191	207	213	207
	比率	0.72%	0.76%	0.84%	0.89%	0.88%
総数（重複も含む）	交付数	1,537	1,534	1,531	1,531	1,525
	比率	6.0%	6.1%	6.2%	6.4%	6.5%

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 人口総数と人口総数に対する障害者比率の推移



大月市の令和元年度末の障害者手帳所持者を年齢層別に見ると、全障害者手帳所持者(1,525人)のうち65歳以上の高齢者が902人(59.2%)と最も多く約6割を占め、次いで18~64歳の青壮年層が580人(38.0%)、0~17歳の幼少年が43人(2.8%)となっています。平成27年度からの5年間において、障害者手帳所持者数は微減で推移しており、65歳以上が微増となっている一方、18~64歳、0~17歳のいずれも減少傾向にあります。

● ● 年齢層別 身体障害者手帳の交付状況

(人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳以上	819	820	804	809	815
18~64歳	273	264	258	253	243
0~17歳	13	13	12	11	11
計	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 年齢層別 療育手帳の交付状況

(人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳以上	32	32	34	34	35
18~64歳	169	169	177	178	183
0~17歳	45	45	39	33	31
計	246	246	250	245	249

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 年齢層別 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

(人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳以上	36	41	45	50	52
18~64歳	150	150	162	163	154
0~17歳	0	0	0	0	1
計	186	191	207	213	207

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 年齢層別 障害者手帳の交付状況

(人)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
65歳以上	887	893	883	893	902
18~64歳	592	583	597	594	580
0~17歳	58	58	51	44	43
計	1,537	1,534	1,531	1,531	1,525

資料：福祉課（各年度末現在）

2 身体障害者手帳所持者の状況

(1) 障害種類別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳の交付状況を障害種類別に見ると、令和元年度では肢体不自由が46.5%と最も多く、全体の半数近くを占めています。次いで、内部障害が36.7%、聴覚平衡機能障害が9.4%、視覚障害が6.1%、音声言語そしゃく機能障害が1.3%となっています。

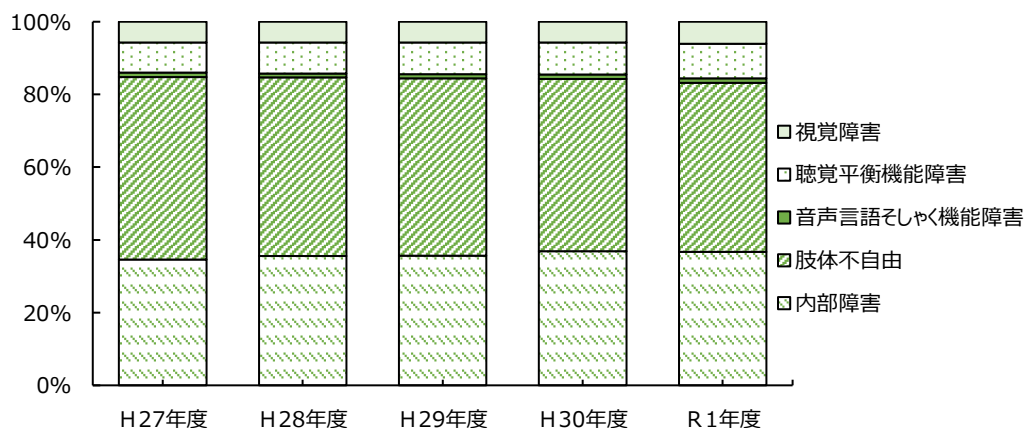
● ● 障害種類別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移

(人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
視覚障害	交付数	63	63	61	61	65
	比率	5.7%	5.7%	5.7%	5.7%	6.1%
聴覚平衡機能障害	交付数	92	93	94	95	101
	比率	8.3%	8.5%	8.8%	8.9%	9.4%
音声言語そしゃく 機能障害	交付数	13	12	12	13	14
	比率	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%
肢体不自由	交付数	555	539	524	508	497
	比率	50.2%	49.1%	48.8%	47.3%	46.5%
内部障害	交付数	382	390	383	396	392
	比率	34.6%	35.6%	35.7%	36.9%	36.7%
手帳所持者総数	交付数	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 障害種類別身体障害者手帳所持者構成比の推移



(2) 等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比

身体障害者手帳の交付状況を等級別に見ると、令和元年度では最も程度の重い「1級」が36.3%と最も多くなっています。次いで、「4級」が24.6%、「3級」が15.2%、「2級」が14.3%と続いています。「1級」から「3級」までで、65.8%と身体障害者手帳所持者の6割半を占めています。

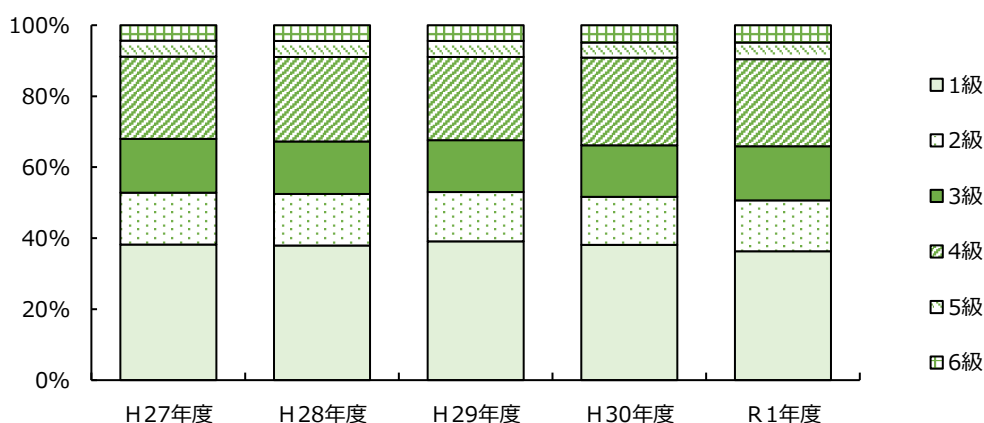
平成27年度からの推移を見ると、1級の比率は微減、他の級の比率は横ばいで推移しています。

● ● 等級別身体障害者手帳所持者数及び構成比の推移

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	交付数	422	416	420	409	388
	比率	38.2%	37.9%	39.1%	38.1%	36.3%
2級	交付数	162	159	149	145	153
	比率	14.7%	14.5%	13.9%	13.5%	14.3%
3級	交付数	167	163	157	156	163
	比率	15.1%	14.9%	14.6%	14.5%	15.2%
4級	交付数	256	261	252	265	263
	比率	23.2%	23.8%	23.5%	24.7%	24.6%
5級	交付数	50	49	48	46	50
	比率	4.5%	4.5%	4.5%	4.3%	4.7%
6級	交付数	48	49	48	52	52
	比率	4.3%	4.5%	4.5%	4.9%	4.9%
手帳所持者総数	交付数	1,105	1,097	1,074	1,073	1,069
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(人)

資料：福祉課（各年度末現在）



3 療育手帳所持者の状況

療育手帳の交付状況を程度別に見ると、令和元年度では「A(最重度・重度)」が48.2%、「B(中度・軽度)」が51.8%で、「A(最重度・重度)」と「B(中度・軽度)」の割合はほぼ均衡しています。また、平成27年度からの推移を見ると、「A(最重度・重度)」と「B(中度・軽度)」ともに、ほぼ横ばいとなっています。

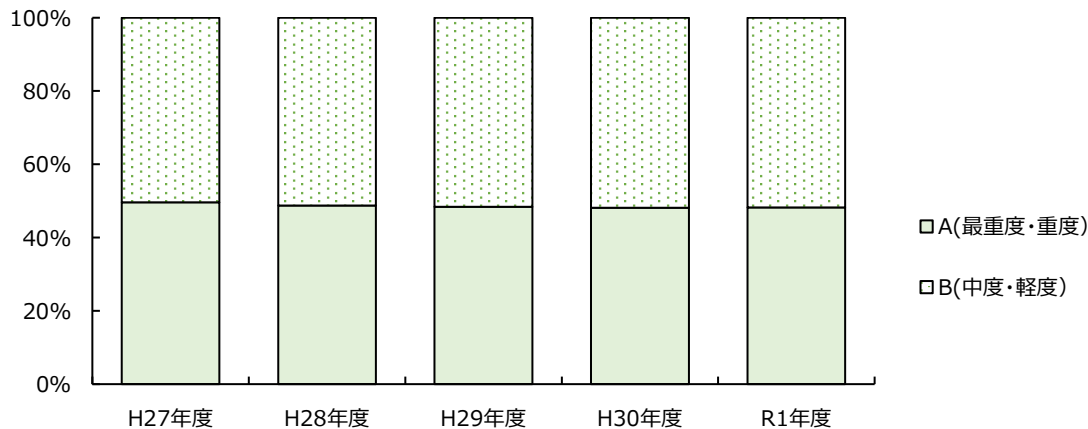
● ● 程度別療育手帳所持者数及び構成比の推移

(人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
A (最重度・重度)	交付数	122	120	121	118	120
	比率	49.6%	48.8%	48.4%	48.2%	48.2%
B (中度・軽度)	交付数	124	126	129	127	129
	比率	50.4%	51.2%	51.6%	51.8%	51.8%
手帳所持者総数	交付数	246	246	250	245	249
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 程度別療育手帳所持者構成比の推移



4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況を等級別に見ると、令和元年度では「2級」が72.5%と最も多く、次いで、「3級」が16.4%、「1級」が11.1%となっています。

平成27年度からの推移を見ると、「1級」は微減、「2級」は微増、「3級」はほぼ横ばいとなっています。

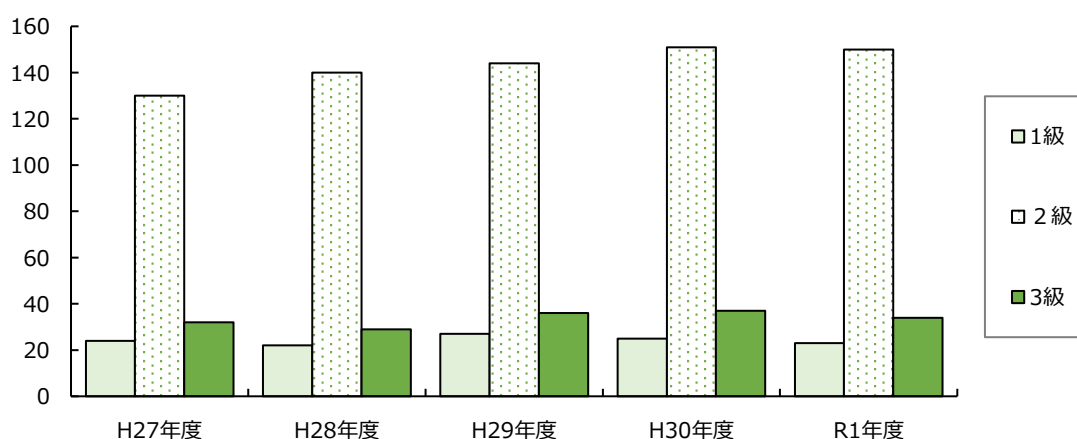
● ● 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1級	交付数	24	22	27	25	23
	比率	12.9%	11.5%	13.0%	11.7%	11.1%
2級	交付数	130	140	144	151	150
	比率	69.9%	73.3%	69.6%	70.9%	72.5%
3級	交付数	32	29	36	37	34
	比率	17.2%	15.2%	17.4%	17.4%	16.4%
手帳所持者総数	交付数	186	191	207	213	207
	比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：福祉課（各年度末現在）

● ● 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



5 重複障害の状況

令和元年度末の重複障害の状況を見ると、身体・知的の重複が40人と最も多くなっています。

● ● 重複障害の状況

(人)

	身体・知的 重複	知的・精神 重複	身体・精神 重複	身体・知的・ 精神重複
手帳所持者数	40	8	10	0

資料：福祉課（令和1年度末現在）

6 就園・就学・就労の状況

(1) 保育所・幼稚園の状況

保育所、幼稚園の全在園児数はやや減少傾向となっておりますが、在園児のうち、サポートが必要であるケースは増えています。

療育の支援が必要と思われる園児がいた場合、保育士から保健師、子ども家庭総合支援センター、療育コーディネーターなどへ繋ぎ専門的な観点を取り入れながら支援にあたっています。必要に応じて療育手帳の取得や福祉サービスの利用などへと繋いでいます。今後、市で整備予定の認定こども園についても、同様に対応を行う予定です。

平成29年度から令和元年度にかけては、児童発達支援の利用者も増加傾向にあり、令和元年度は平成29年度と比較すると利用者は3倍に増えています。

就学前には、市教育委員会、保健師などが園を訪問し園児の小学校入学に向けての相談等にあたっています。次ページ以降の「(2)小・中学校の特別支援学級の状況」の児童数からも、支援を要するお子さんが決して少なくない状況がわかります。小学校入学後も保健師、療育コーディネーター、教育委員会、障害者支援担当などが連携し療育支援を継続しています。

保育所における園児の在籍状況の推移



(人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
在籍 児 数	3歳未満	28	51	27	65	36	61	33	64	27	69	23	67
	3歳	27	50	17	30	15	35	24	29	22	38	10	34
	4歳以上	51	80	56	91	48	85	37	68	42	66	44	70
	計	106	181	100	186	99	181	94	161	91	173	77	171

資料：福祉課（各年度5月1日現在）



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍 児 数	3歳	67	43	55	59	53	37
	4歳	58	69	43	54	60	49
	5歳	65	60	69	48	54	59
	計	190	172	167	161	167	145

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

コラム

手帳を取得していないお子さんの教育支援、保護者のサポートをしています！

特別な配慮が必要なお子さんについて、計画書に記載している園児数や児童数は、手帳取得や診断書がある場合のみでデータを確認していますが、手帳を持っていない場合でも、各保育所や保健師、子育て支援担当等がお子さんの発達状態を確認しながら、状況把握を行い、保護者と相談しながら手帳取得も含めた対応等を行っています。

また、障害手帳の有無にかかわらず、特別な配慮が必要な児童・生徒に対して、教育支援室や教育支援センター等で個々の相談を受ける形で対応しています。こうした相談機関がある旨は、学校を通じて保護者に周知しています。

今後も、市ではさらなる周知に取り組んでいきます。

(2) 小・中学校の特別支援学級の状況

小学校の特別支援学級の状況を見ると、令和2年度こそ減少しましたが、増加基調にあります。設置校数は小学校の閉校等により減少していますが、学級数は横ばいで推移しています。また、特別支援学級の児童数は、平成27年度に20人だったのに対し、令和2年度には31人と増加傾向となっています。

中学校の特別支援学級の状況を見ると、令和元年度は減少しましたが、生徒数は増加基調にあります。設置校数は中学校の閉校等により減少していますが、学級数は増えています。

● 小学校の特別支援学級の状況の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置校数(校)	7	5	5	5	5	5
学級数(学級)	12	11	10	12	11	11
児童数(人)	20	25	28	33	35	31

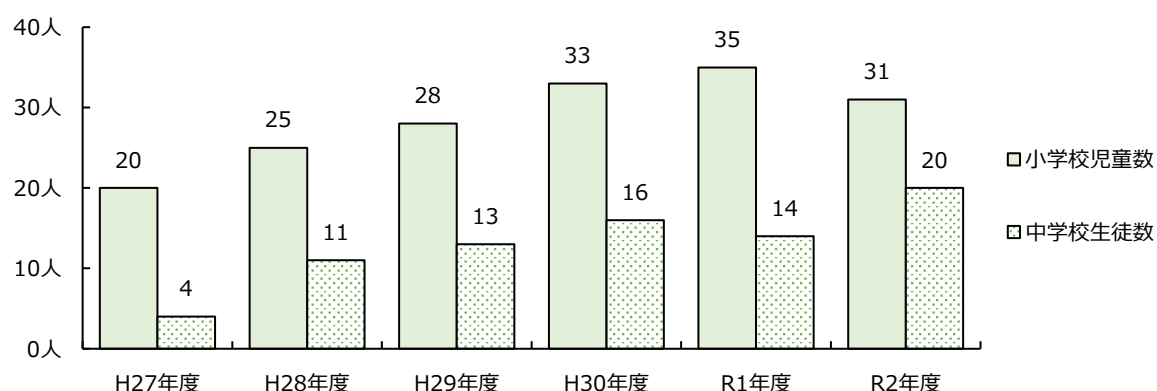
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

● 中学校の特別支援学級の状況の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置校数(校)	3	2	2	2	2	2
学級数(学級)	1	3	4	5	6	6
生徒数(人)	4	11	13	16	14	20

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

● 特別支援学級における児童・生徒数の推移



(3) 小・中学校の通級指導教室の状況

通常学級において一部特別な対応を要する小学校の通級指導教室の児童数を見ると、令和2年度では54人となっています。令和元年度からは中学校にも通級指導教室が設置され、令和元年度は15人、2年度は23人が在籍しています。

● ● 小学校の通級指導教室の状況

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童数	68	59	66	57	59	54

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

● ● 中学校の通級指導教室の状況（令和元年度から中学校にも設置）

(人)

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童数	-	-	-	-	15	23

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(4) 県内支援学校等の入学者数の状況

平成27年度以降の、県立やまびこ支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、平成27年度から29年度までは7～10人で推移し、平成30年度以降は5～7人で推移しています。なお、県立やまびこ支援学校以外の支援学校に入学した大月市の児童・生徒数を見ると、平成29年に1人が中学部に入学して以降令和元年度まで入学者はいませんでした。令和2年に高等部に1人が入学しています。

● ● 県内支援学校等の入学者数の推移

(人)

学校名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他	やまびこ	その他
幼稚部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小学部	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0
中学部	1	0	4	0	2	0	3	0	1	0	3	0
高等部	6	0	6	0	6	1	2	0	6	0	2	1
入学者 総数	7	0	10	0	10	1	5	0	7	0	7	1

資料：県立やまびこ支援学校（各年度大月市入学者数）

その他の支援学校：学校教育課（各年度大月市入学者数）

(5) 県立やまびこ支援学校の在学者数の状況

平成27年度から令和2年度までの県立やまびこ支援学校に在籍する大月市の児童・生徒数を見ると、平成30年度までは30人前後で推移していましたが、令和元年度以降は25人前後となっています。

● ● 県立やまびこ支援学校の在学者数の推移

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
小学部	8	5	8	5	5	5
中学部	11	8	7	9	6	7
高等部	14	15	18	14	14	10
在学者総数	33	28	33	28	25	22

(人)

資料：県立やまびこ支援学校（各年度5月1日現在、大月市在学者数）

コラム

山梨県立やまびこ支援学校 新校舎

施設の老朽化や教育環境の充実を図るため、県立やまびこ支援学校は富浜町宮谷から猿橋町桂台に移転し、令和2年1月から新校舎での学校生活を開始しました。

10年以上にわたり、保護者や支援者の方々が移転の要望等を行ってきた結果ともいえます。ヒアリング調査でも、保護者の方から「ダメだとあきらめず、活動し続けることが少しずつ障害者の環境を変えていくことにつながる」といった意見もありました。



県立やまびこ支援学校ホームページより

(6) 職員の障害者雇用状況

市職員の障害者雇用状況は、令和元年度は1.16%と平成27年度以降では最も高くなっています。また、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用することが義務付けされています。本市での実雇用率は2.60%と、平成30年度の法定雇用率2.46%を上回っています。なお、国では、令和3年4月までにさらに0.1%の引き上げを予定しています。

●● 市職員の障害者雇用状況

(人、%)

	算定基礎 労働者数 (人)	障害者雇用人数 (人)		雇用率 (%)
		身体障害	知的障害	
平成27年度	436	3	0	0.69%
平成28年度	441	3	0	0.68%
平成29年度	439	2	0	0.46%
平成30年度	384	4	0	1.04%
令和元年度	258	3	0	1.16%

●● 市職員の法定雇用率の状況

(人、%)

	法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員の数 (人)	障害者任免状況通報 書によって算定した障 害者の数 (人)	実雇用率 (%)
平成27年度	258	6	2.33%
平成28年度	260	6	2.31%
平成29年度	306	4	1.31%
平成30年度	285	7	2.46%
令和元年度	192	5	2.60%

資料：大月市

※法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員より、消防吏員は除く。また、教育委員会は別途算出対象となる障害者数の算定における換算については以下のとおり。

- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は1人をもって2人の職員とみなす。
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者の短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満）は1人をもって1人の職員とみなす。
- ・ 重度身体障害者及び重度知的障害者を除く短時間勤務職員（週20時間以上30時間未満）は1人をもって0.5人の職員とみなす。

(7) 障害者の求職状況

障害者の求職状況を見ると、就職件数は、令和元年度では新規求職申込件数53件に対して、33件(62.3%)となっています。平成29年は新規求職申込件数67件に対し、就職件数23件(34.3%)だったため、就職率は約1.8倍に上昇しています。

● ● 障害者の求職状況

(人)

	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
	平成 29年度	令和 元年度	平成 29年度	令和 元年度	平成 29年度	令和 元年度	平成 29年度	令和 元年度
新規求職申込数	18	19	17	12	29	19	3	3
就職件数	7	13	8	5	8	12	0	3
新規登録者数	10	11	10	7	18	13	2	2
有効求職者数	380	316	205	173	523	499	28	34
就職中の者	903	745	599	566	512	461	30	31
保留中の者	212	276	105	83	350	288	21	18

資料：ハローワーク大月

7 難病患者の状況

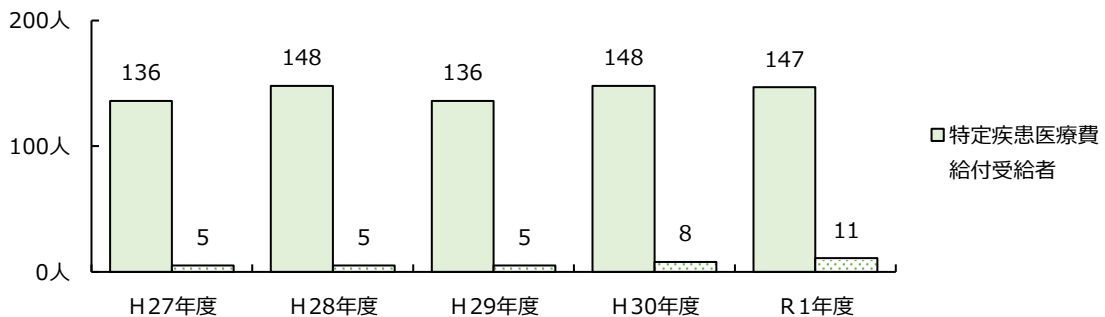
難病患者数の推移を見ると、令和元年度では特定疾患医療費給付受給者が147人、小児慢性特定疾患医療費給付受給者が11人となっています。

● 難病患者数の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定疾患医療費 給付受給者数(人)	136	148	136	148	147
小児慢性特定疾患医療費 給付受給者数(人)	5	5	5	8	11

資料：富士・東部保健福祉事務所（各年度末現在）

● 難病患者数の推移



※ 特定疾患医療費給付受給者

症例数が少なく、原因不明で、治療方法が確立しておらず、生活面への長期にわたる支障がある疾患疾病を難病と呼び、その中で、指定された疾患を特定疾患として、特定疾患医療受給者証の交付を受けている人のことをいいます。令和元年7月1日現在で、333の難病が指定されています。

※ 小児慢性特定疾患医療費給付受給者

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患医療給付は、児童の健全育成を目的として、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

8 依存症患者の状況

全国的に、アルコール依存症をはじめ、依存症患者数は増加傾向にありますが、大月市で依存症について依存症自立（精神）受給者証が発行されている人のうち、「主たる疾病」が「アルコール・薬物の疾患による」方は近年3~4人で推移しています。

● 依存症患者数の推移

	平成29年	平成30年	令和元年
精神通院医療受給者のうちアルコール・薬物の疾患による受給者	4	3	3

資料：大月市（各年3月末現在）

第 3 章 第 5 期障害福祉・第 1 期障害児福祉計画の検証

I 数値目標の達成状況と検証

第5期大月市障害福祉計画（平成 30年度～令和2年度）で設定した数値目標及び障害福祉サービス等の見込量に係る達成状況は次のとおりです。

(1) 第 5 期障害福祉計画 成果目標の達成状況と検証

成果目標 1

福祉施設入所者の地域生活への移行 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 地域生活移行者数	6 人	1 人	令和 2 年度末までに施設から地域移行する者の数（累計）
	10.0%	1.7%	移行割合【国目標：9.0%以上】
【検証】	日中活動系・居住系サービスによる支援で地域生活への移行を目指しました。目標には至りませんでした。1 人、地域生活へ移行しました。		

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 入所者数削減見込	2 人	2 人	平成 28 年度末時点から令和 2 年度末までの、施設入所者数の削減の見込み
	3.0%	3.0%	削減割合【国目標：2.0%以上】
【検証】	達成しています。		

成果目標 2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 市町村ごとの協議の場の設置数	1 箇所	1 箇所	令和 2 年度末までに設置する数（都留市、上野原市、道志村との共同設置）
【検証】	達成しています。 令和 2 年度に 3 市 1 村で設置し、協議をしています。		

成果目標3

地域生活支援拠点等の整備 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備数	1 箇所	1 箇所	令和 2 年度末まで圏域で整備する 数
【検証】	達成しています。令和 2 年度に東部圏域で整備をしました。		

成果目標4①

福祉施設から一般就労への移行等 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 一般就労移 行者数	1 人	1 人	令和 2 年度の年間移行者見込み
【検証】	就労継続支援のサービス等により達成しています。計画期間中、毎年 1～2 人の実績がありました。		

成果目標4②

就労移行支援事業の利用 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 就労移行支援事業の利 用者数	12 人	1 人	平成 28 年度末時点の 就労移行支援事業利用者数 = 10 人 (A) 令和 2 年度末時点の就労移行支援 事業利用者数 (B)
	1.5 倍 以上	0.1 倍	増加率 (B/A)
【検証】	市内および圏域に就労移行支援事業所がなく、利用者は減少傾向にあ ります。		

成果目標4③

事業所ごとの就労移行率 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 就労移行率が 3 割以上 の就労移行支援事業所 数	1 箇所	0 箇所	平成 28 年度末時点の就労移行支 援事業所数 = 1 箇所 (A) 令和 2 年度末時点の就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所数 (B)
	100.0%	0.0%	割合 (B/A)
【検証】	市内および圏域に就労移行支援事業所がなく、達成できていない状況 です。		

成果目標4④

就労定着支援事業による職場定着 実績値

項目	目標値	実績値	考え方
【目標値】 就労定着率	2人	1人	令和2年度末時点の就労定着支援事業等の利用者数(A)
	1人	1人	上記のうち、令和2年度末までに1年以上就労継続している者の数(B)
	50.0%	目標値に対して50.0%	定着率(B/A)
【検証】	達成しています。計画期間中、継続した利用がありました。		

(2) 第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況と検証

成果目標1

障害児支援の提供体制の整備等

項目	児童発達支援センター設置数
大月市内でのセンター設置はありませんが、山梨県で発達障害や子どもの心に関する支援拡充を目的に開設している「こころの発達総合支援センター」が令和2年4月移転・拡充しました。同センターと連携しながら、支援に取り組みました。	

成果目標2

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	保育所等訪問支援サービス提供事業所数
保育所等訪問支援を利用できる体制づくりを進めましたが、提供事業所等の確保に課題が残りました。	

成果目標3

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	児童発達支援事業所数
提供事業所等の確保に課題が残りました。	

成果目標4

放課後等デイサービス事業所の確保

項目	放課後等デイサービス事業所数
事業所は市内に2箇所となっています。	

(3) 障害福祉サービス 実績と検証（サービス量の推移と進捗率）

■ 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援等）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(時間)	計画値	265	279	294	特に精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体が少なかったため、対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めました。また、困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者が相互に情報交換ができる体制づくりや、相談支援事業者の活用を促進し、必要な訪問系サービスの提供を図りました。 その結果、利用実人員はほぼ計画どおり、利用時間数は計画値を上回りました。これは、きめ細かい対応が必要であることから、一人当たりの平均利用時間が長くなる傾向があったことが理由と考えられます。
	実績値	342	398	370	
	達成率	129.1	142.7	125.9	
(実人員)	計画値	19	20	21	
	実績値	22	22	22	
	達成率	115.8	110.0	104.8	

■ 日中活動系サービス

<生活介護>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	1,683	1,706	1,729	主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供しました。 利用日数、利用者数ともに概ね計画どおりに推移しています。
	実績値	1,566	1,635	1,567	
	達成率	93.0	95.8	90.6	
(実人員)	計画値	82	83	84	
	実績値	80	90	88	
	達成率	97.6	108.4	104.8	

<自立訓練（機能訓練）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	10	10	10	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、理学療法士や作業療法士等が一定期間、通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上に必要な訓練等を行うサービスです。 令和元年度まで利用者はいませんでした。令和2年度から、1人が利用しています。
	実績値	0	0	9	
	達成率	0.0	0.0	90.0	
(実人員)	計画値	1	1	1	
	実績値	0	0	1	
	達成率	0.0	0.0	100.0	

<自立訓練（生活訓練）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	15	15	15	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者を対象に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、通所と利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行いました。 達成率では、大幅増ですが、実数で確認すると、概ね計画どおりに推移しています。
	実績値	8	15	14	
	達成率	53.3	100.0	93.3	
(実人員)	計画値	1	1	1	
	実績値	1	1	2	
	達成率	100.0	100.0	200.0	

<就労移行支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	125	143	143	65歳未満の一般就労等を希望する人を対象に、一定期間、事業所の作業や企業の実習、および適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等を行いました。 計画値に対し実績値が大幅に下回っています。圏域に事業所がなくなったことが大きな要因と考えられます。また、アセスメントのための短期間利用が増えています。
	実績値	81	20	19	
	達成率	64.8	14.0	13.3	
(実人員)	計画値	7	8	8	
	実績値	4	1	1	
	達成率	57.1	12.5	12.5	

<就労継続支援（A型）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	116	133	133	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に至らなかった人、企業等の就労経験者で、サービス利用開始時に65歳未満の人を対象に、事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行いました。利用人日、実人員ともに令和元年度以降、計画値を下回っています。理由としては受給者証の人数の半数程度分しか利用がない（請求がない）ことによるものです。
	実績値	116	70	78	
	達成率	100.0	52.6	58.6	
(実人員)	計画値	7	8	8	
	実績値	6	4	4	
	達成率	85.7	50.0	50.0	

<就労継続支援（B型）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	740	814	851	企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験があるが年齢や体力の面で雇用が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人、上記に該当せず50歳以上の人、または試行の結果、企業の雇用や、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された人を対象に、雇用契約を結ばない就労の機会を提供し、就労に向けた知識や能力の向上に必要な指導や訓練等を行いました。 実績値が計画値を上回っており、年々利用者が増加する傾向があります。これは就労に対するニーズが増えているためだと考えられます。
	実績値	901	1,030	1,416	
	達成率	121.8	126.5	166.4	
(実人員)	計画値	42	44	46	
	実績値	47	54	72	
	達成率	111.9	122.7	156.5	

<就労定着支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	1	1	1	就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人を対象に、企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などの課題解決に向け、連絡調整や指導・助言等の支援を行いました。 計画通りに推移しています。
	実績値	0	1	1	
	達成率	0.0	100.0	100.0	

<療養介護>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	9	9	9	筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障害支援区分が区分6（要介護5程度）や、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5（要介護4程度）以上の人を対象に、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行いました。 大きな増減はなく安定したサービス量となっています。
	実績値	8	8	8	
	達成率	88.9	88.9	88.9	

<短期入所(福祉型)>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	125	154	189	障害支援区分が区分1以上である障害者や、障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障害児を対象に、自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行いました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用を控えている傾向が見られました。
	実績値	49	64	28	
	達成率	39.2	41.6	14.8	
(実人員)	計画値	16	21	28	
	実績値	9	10	4	
	達成率	56.3	47.6	14.3	

<短期入所(医療型)>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	7	7	7	第5期の1年目となる平成30年度の実績値（人日）が多くなっていますが、令和元年度は概ね計画値どおりとなりました。しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響及び施設が遠方ということもあり、利用がない状況となりました。
	実績値	28	6	0	
	達成率	400.0	85.7	0.0	
(実人員)	計画値	1	1	1	
	実績値	1	1	0	
	達成率	100.0	100.0	0.0	

■ 居住系サービス

<自立生活援助>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	3	3	3	<p>施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害者を対象に、居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスですが、利用者がいない状態となっています。</p> <p>圏域に事業所もなく、施設やグループホームから一人暮らしへ移行する人がいなかったことから、サービス利用がありませんでした。</p>
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<共同生活援助（グループホーム）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	29	34	39	<p>就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域で自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な人を対象に、家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行いました。</p> <p>概ね計画通りに推移しています。</p>
	実績値	26	29	32	
	達成率	89.7	85.3	82.1	

<施設入所支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	58	58	58	<p>生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者を対象に、夜間や休日に、障害者支援施設で入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行いました。</p> <p>概ね計画通りに推移しています。</p>
	実績値	61	60	54	
	達成率	105.2	103.5	93.1	

■ 相談支援

<計画相談支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	25	26	27	<p>障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行いました。また、特定支援事業所の増加や相談支援専門員の人材確保などに努め利用計画の作成促進につなげました。</p> <p>令和2年度は、新規モニタリング、緊急モニタリングがあったこと、また、報酬改定の影響が出てきたことなどにより、計画値を上回る結果となりました。第5期計画期間中、増加傾向となっています。</p>
	実績値	26	29	37	
	達成率	104.0	111.5	137.0	

<地域移行支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	1	1	1	<p>障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行いました。また、個々の利用者実績に応じたモニタリングの実施等できめ細かい支援に努めました。計画通りに推移しています。</p>
	実績値	0	1	1	
	達成率	0.0	100.0	100.0	

<地域定着支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人)	計画値	3	3	3	<p>居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行いました。</p> <p>サービスの利用者が少ない状況となっています。</p>
	実績値	1	1	1	
	達成率	33.3	33.3	33.3	

(4) 障害児支援サービス 実績と検証 (サービス量の推移と進捗率)

<児童発達支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	22	33	33	<p>未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行いました。</p> <p>平成30、令和元年度の利用は計画値に対して大幅増となりましたが、令和2年度は大幅減となりました。理由としては、就学年齢に達した児童が多かったことが挙げられます。</p>
	実績値	42	77	14	
	達成率	190.9	233.3	42.4	
(実人員)	計画値	2	3	3	
	実績値	5	7	2	
	達成率	250.0	233.3	66.7	

<医療型障害児発達支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	1	1	1	<p>肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、発達支援及び治療を行うサービスですが、圏域に事業所がなく、ニーズがあっても近隣で利用ができないため、利用者がいない状態になっています。</p>
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	
(実人員)	計画値	11	11	11	
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<放課後等デイサービス>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	287	301	316	<p>学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行いました。</p> <p>実績値は、計画値を上回っています。就学年齢に達したことにより、児童発達支援から移行した児童を含め、サービスの啓発などにより、利用者が増加しています。</p>
	実績値	313	333	417	
	達成率	109.1	110.6	132.0	
(実人員)	計画値	22	23	24	
	実績値	31	30	26	
	達成率	140.9	130.4	108.3	

<保育所等訪問支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	2	2	2	<p>児童が集団生活を営む施設(保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園など)に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童を対象に、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスですが、圏域に事業所がなく、これまでの利用実績はありません。</p>
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	
(実人員)	計画値	1	1	1	
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<居宅訪問型児童発達支援>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(人日)	計画値	1	1	1	重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童を対象に、障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行うサービスですが、利用はありませんでした。
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	
(実人員)	計画値	1	1	1	
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<障害児相談>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	4	4	4	通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者を対象に、障害児通所支援を利用するための児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案しながら、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、検証する相談支援を提供しました。 利用者増の傾向を踏まえ、今後も増加を見込んでいます。
	実績値	2	3	4	
	達成率	50.0	75.0	100.0	

(5) 地域生活支援事業の実績と検証（サービス量の推移と進捗率）

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業があります。本市で行った第5期計画における地域生活支援事業について、実施状況を把握し、検証します。

必須事業	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥手話奉仕員養成研修事業 ⑦地域活動支援センター事業 ⑧理解促進研修・啓発事業
その他の事業（任意）	<ul style="list-style-type: none"> ①日中一時支援事業 ②社会参加促進事業 ③訪問入浴サービス事業 ④自動車改造費助成事業

■ 必須事業

<相談支援事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(箇所数)	計画値	1	1	1	公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化し、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志市の3市1村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努め、基幹相談支援センター等を設置しました。 計画通りに推移しています。
	実績値	1	1		
	達成率	100.0	100.0		

<成年後見制度利用支援事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	1	1	1	福祉施設及び病院からの地域移行を促進するうえで、ニーズの増加が考えられるため、潜在的なニーズを把握するとともに、必要とされる利用者への情報提供にも努めています。
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<意思疎通支援事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	55	55	55	手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を行いました。障害者手帳の交付時に事業の説明を行うなど、事業の周知を図り、サービス利用を促進しました。なお、手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し事業を行いました。令和元年度以降、利用者数に大きな変化はないものの、利用回数が増えたため、実績値が計画値を大幅に上回りました。
	実績値	34	101	127	
	達成率	61.8	183.6	230.9	

<日常生活用具給付等事業 介護・訓練支援用具利用>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	1	1	1	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（児童のみ）、訓練用ベッド（児童のみ）など、身体介護を支援する用具を給付しました。利用者のニーズによって、実績値に差があります。
	実績値	0	5	0	
	達成率	100.0	500.0	0.0	

<日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具利用>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	3	3	3	入浴補助用具、便器、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、聴覚障害者用屋内信号装置などを給付する事業です。
	実績値	2	0	0	
	達成率	66.7	0.0	0.0	

<日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具利用>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	3	3	3	透析液加温器、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）などの給付を行いました。 実数で確認すると、ほぼ計画通りに推移しています。
	実績値	4	2	2	
	達成率	133.3	66.7	66.7	

<日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具利用>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	2	4	2	携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器、パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、視覚障害者用活字文書読み上げ装置などの情報収集や意思伝達を支援する用具の給付を行いました。実数で確認すると、ほぼ計画どおりに推移しています。
	実績値	4	7	2	
	達成率	200.0	175.0	100.0	

<日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具利用>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	120	120	120	ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具）、紙おむつ等の排泄管理を支援する用具の給付を行いました。実績値が計画値をやや上回っています。
	実績値	144	133	135	
	達成率	120.0	110.8	112.5	

<日常生活用具給付等事業 在宅生活動作補助用具（住宅改修費）>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件数)	計画値	1	1	1	手すりの取り付け、段差の解消、引き戸への扉の取り替え、洋式便器への便器の取り替えなど小規模な住宅改修について改修費を給付するものですが、利用者はいませんでした。
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

<移動支援事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	9	9	9	外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助や外出中におけるコミュニケーション支援（代筆、代読等）を行いました。利用者数は概ね計画通りですが、延べ時間数は実績値が計画値を大きく上回り、1人の平均利用時間が増加しています。理由としては、利用者の社会参加意欲が高まったものと考えられます。
	実績値	7	8	8	
	達成率	77.8	88.9	88.9	
(延べ利用時間)	計画値	480	480	480	
	実績値	668	671	620	
	達成率	139.2	139.8	129.2	

<手話奉仕員養成研修事業利用者数>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	15	15	15	日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業を行いました。毎年同程度の受講者数となっています。
	実績値	9	8	9	
	達成率	60.0	53.3	60.0	

<地域活動支援センター事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(箇所)	計画値	2	2	2	市内 2 箇所において、障害者を対象として創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会の提供（基礎的事業）と、通所による小規模な作業所の運営と日常生活や就労の支援を行う事業（機能強化事業）を実施しました。障害の特性に合わせた活動の実施やNPO等との連携により、概ね計画通りに推移しています。
	実績値	2	2	2	
	達成率	100.0	100.0	100.0	
(実人員)	計画値	20	21	22	
	実績値	20	20	20	
	達成率	100.0	95.2	90.9	

<理解促進研修・啓発事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(件)	計画値	1	1	1	障害者等の理解を深めるため、市広報を活用し、啓発を行い、地域への理解促進を図っています。計画通りに推移しています。
	実績値	1	1	1	
	達成率	100.0	100.0	100.0	

■ その他の事業（任意事業）

<日中一時支援事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(箇所)	計画値	6	6	6	障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施しました。概ね計画通りに推移しています。
	実績値	6	7	6	
	達成率	100.0	116.7	100.0	
(実人員)	計画値	18	19	20	
	実績値	19	22	16	
	達成率	100.0	115.8	80.0	

<社会参加促進事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(箇所)	計画値	1	1	1	スポーツ・芸術文化活動など、様々な活動を行うことにより、障害者の社会参加を図りました。
	実績値	1	1	1	
	達成率	100.0	100.0	100.0	

<訪問入浴サービス事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(箇所)	計画値	1	1	1	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行いました。1月あたり3人が利用しており、概ね計画通りに推移しています。
	実績値	1	1	1	
	達成率	100.0	100.0	100.0	
(実人員)	計画値	4	4	4	
	実績値	3	3	3	
	達成率	75.0	75.0	75.0	

<自動車改造費助成事業>

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度見込	検証
(実人員)	計画値	1	1	1	身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業ですが、利用希望者はいませんでした。
	実績値	0	0	0	
	達成率	0.0	0.0	0.0	

第4章 計画の基本方針



I 計画の基本的な考え方

(1) 障害者総合支援法、児童福祉法における基本理念

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、共生社会を実現するために、国の障害福祉計画の以下の基本理念に即して、計画を策定します。

① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市が実施主体となってサービス等の提供体制を整備し、障害福祉サービスの充実および福祉サービスの均等化を図ります。また、必要な情報提供を行うなど、制度の周知を図り、障害福祉サービスの活用を促進します。

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む）並びに難病患者等であって18歳以上の者及び障害児とします。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があります。例えば、重度化・高齢化した障害者で地域生活を希望する者に対し

ては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児が障害の疑いがある段階から身近な地域で支援を受けられるように、障害児通所支援及び障害児相談支援を行い、障害の種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援や通所支援が受けられるように、障害児福祉サービスの充実を図ります。

障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整備します。

⑥障害福祉人材の確保

障害福祉サービスの提供等を担う人材を確保するため、研修の実施、多種機関の連携を推進するほか、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組みます。

⑦障害者の社会参加を支える取組

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ります。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、以下の目的に基づいて令和5年度の目標値を設定します。

さらに、その達成に向けた障害福祉サービスの見込量を実績や今後の需要を勘案して推計し、その確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備に努めます。

①必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援)の充実を図り、地域で生活していくために必要な訪問系サービスを保障します。

②障害者が希望する日中活動系サービスの保障

障害者が希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援及び地域活動支援センター）を提供するよう保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、福祉施設の入所や病院の入院から地域生活への移行を進めます。

なお、国が示す地域生活を支援する拠点等の整備を、東部圏域内に1箇所以上整備することを目指します。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

⑤強度行動障害や高次脳機能障害のある障害者に対する支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害のある障害者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑥依存症対策の推進

アルコールや薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修を実施し、幅広い普及啓発、相談機関や医療機関の周知と整備ならびに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要です。地域の様々な関係機関が密接に連携して、依存症である人とその家族に対する支援を行います。

第 5 章 第 6 期障害福祉計画



I 障害福祉サービス提供体制の目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の目標

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の入所者数 (A)	58人	令和元年度末時点の福祉施設入所者数(実績)
令和5年度末時点の入所者数 (B)	57人	令和5年度末時点の施設入所者数 (見込)
【目標値】 入所者数削減見込	1人	令和元年度末時点から令和5年度末時点までの、施設入所者数の削減の見込み (A-B)
	1.7%	削減割合 ((A-B) / A) <国目標 : 1.6%以上>
【目標値】 地域生活移行者数 (C)	4人	令和元年度末時点から令和5年度末までの、施設入所から地域生活への移行者数の見込み
	6.9%	移行割合 (C/A) <国目標 : 6.0%以上>

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が地域づくりに取り組むための仕組み作りが必要です。そのためには、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組めるよう、令和2年度に東部圏域で整備した地域生活支援拠点を中心に相談支援、就労支援、居住支援など多様な社会参加に向けた支援を目指すほか、住民との交流・活動参加の機会の創出に向けコーディネート機能を充実させます。

併せて、それを担う人材の確保が必要であり、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進等について広報等で周知を図り、関係者が協力して取り組みます。

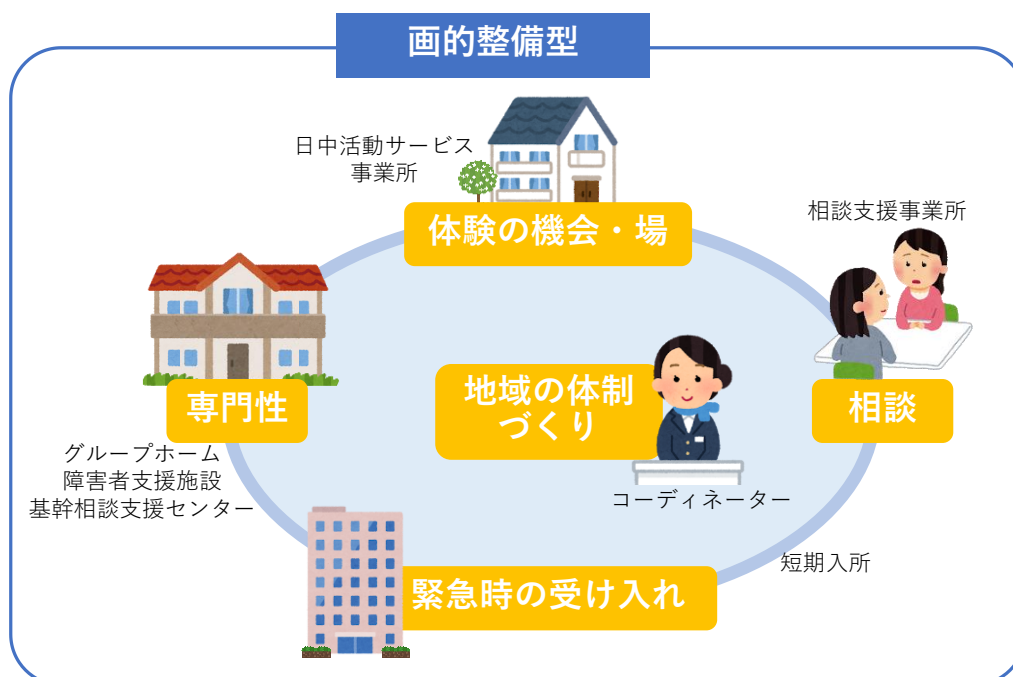
地域生活の支援については、国が定める基本指針に基づき数値目標を設定します。

国の目標

- 令和5年度末時点までに、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

目標

項目	数値	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用検証	年1回以上	東部圏域で整備（面的整備型）した地域生活支援拠点において、その機能の充実のため、年1回以上の運用状況を検証



出典：厚生労働省 資料

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等については、国が定める基本指針に基づき令和5年度中における数値目標を設定します。

国の目標

- 就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.26倍以上とすることを基本とする。
- 就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が令和元年度の移行実績の1.23倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

目標

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
令和元年度の一般就労移行者数	2人	令和元年度の年間移行者数
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数	5人 (2.5倍)	令和5年度に一般就労への移行者数 <国目標：令和元年度の1.27倍以上>

②就労移行支援事業を通じての一般就労移行

項目	数値	考え方
令和元年度の移行者数	2人	令和元年度の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 令和5年度中の移行者数	3人 (1.5倍)	令和5年度末において就労移行支援事業を利用し、一般就労する者の数 <国目標：令和元年度の1.30倍以上>

③-1就労継続支援事業A型を通じての一般就労移行

項目	数値	考え方
令和元年度の利用者数	0人	令和元年度末の 就労継続支援事業A型を利用した移行者数
【目標値】 令和5年度中の 利用者数	1人 (一倍)	令和5年度末の 就労継続支援事業A型を利用した移行者数 <国目標：令和元年度の1.26倍以上

③-2就労継続支援事業B型を通じての一般就労移行

項目	数値	考え方
令和元年度の利用者数	0人	令和元年度末の 就労継続支援事業B型を利用した移行者数
【目標値】 令和5年度中の 利用者数	1人 (一倍)	令和5年度末の 就労継続支援事業B型の利用した移行者数 <国目標：令和元年度の1.23倍以上>

④福祉施設から一般就労への移行等

④-1就労定着支援事業の利用率

項目	数値	考え方
令和5年度の 移行者数	5人	令和5年度の就労移行支援事業等による 移行者数 (令和元年度末移行者数) (A)
就労定着支援事業利用 者数	4人	令和5年度就労定着支援事業の利用者数 (B)
【目標値】 利用率 (B) / (A)	80.0%	<国目標：就労定着支援事業利用率 7割以上>

④-2就労定着率

項目	数値	考え方
令和5年度事業所数	1箇所	令和5年度の事業所の数 (令和元年度末事業所数) (A)
【目標値】 就労定着率が8割以上の 事業所数	1箇所	上記のうち、就労定着率が8割以上の 事業所の数 (B)

2 活動指標（見込量）と確保のための方策

（1）訪問系サービス

見込量の考え方

第5期に利用実績があったものについては、第5期の期中伸び率より推計後、アンケート結果、ヒアリング結果を勘案し設定しています。

第5期中の単年度のみ実績のあったものについては、実績のあった年度の実態およびアンケート結果を踏まえて設定しています。

第5期中に利用実績のなかったものについては、アンケート結果、ヒアリング結果を踏まえて設定しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています

なお、重度障害者等包括支援については、これまでに実績がなく、今後の希望についても未知数であることから見込量を0としています。

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

内容

居宅介護 :従来ホームヘルプサービスで、自宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスです。

重度訪問介護 :自宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時における移動支援などの総合的なサービスです。

同行援護 :外出時において、その障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行うサービスです。

行動援護 :外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などのサービスです。

重度障害者等包括支援:

障害程度が重く、意思の疎通に著しい困難をともなう常時介護の必要性が著しく高い人並びに知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

利用者像

居宅介護 :障害の種類は問わず、障害支援区分が区分Ⅰ（要支援程度）以上の人。

重度訪問介護 :重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする人。

同行援護 :視覚障害により、移動に著しい困難を有する人。

行動援護 :知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を必要とする人。

重度障害者等包括支援:

常に介護を必要とする人の中でも、介護の必要性がとて高い人（障害支援区分が区分6（児童について区分6に相当する児）の極めて重度の障害者で、筋ジストロフィー、筋萎縮性側索硬化症（ALS）、重症心身障害（児）者、強度行動障害者等）。

各年度の実績と見込

(月当たり)

訪問系サービス		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間	実績値/見込量	342	398	370	388	413	440
実人員	実績値/見込量	22	22	22	27	29	31

※ 訪問系サービスは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者包括支援」を合計した実績値・見込量で記載しています。

訪問系サービス見込量確保のための方策

- (1) 福祉施設や事業所等と連携を図り、訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。特に、精神障害者や重度障害者に対するサービス実施主体は現状少ないため、対応可能なサービス提供事業所の拡充に努めます。また、サービス提供主体の人材確保、人材育成に向け、国・県への働きかけも行います。
- (2) 困難事例への対応等を支援するため、ホームヘルパーや訪問看護師等の関係者を含め、必要に応じて相互に情報交換ができる体制づくりに努めます。
- (3) 相談支援事業者の周知を図るとともに、相談支援事業者の活用を促進し、サービス利用の希望者へ障害の程度に応じた必要な訪問系サービスの提供を図ります。
- (4) 地域住民に対する障害理解の普及促進を図り、地域で障害者を支える体制を推進します。

(2) 日中活動系サービス

見込量の考え方

第5期に各年度とも利用があったものについては、期中伸び率より推計後、アンケート結果、ヒアリング結果を勘案し設定しています。

第5期中の単年度のみ実績のあったものについては、実績のあった年度の実情およびアンケート結果を踏まえて設定しています。

第5期中に利用実績のなかったものについては、アンケート結果、ヒアリング結果を踏まえて設定しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した推計値としています。

なお、サービス事業所が市内にない場合や今後の利用希望が未知数の場合については、見込量を0としています。

生活介護については、病院から在宅に移行する見込みである者を付加して算出し、また、自立訓練（生活訓練）と短期入所（医療型）については、山梨県内の平均利用日で見込んでいます。

①生活介護

内容

主に昼間に事業所で、入浴、排せつ、食事の介護などの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供するサービスです。

利用者像

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、次のいずれかに該当する人。

- ①年齢が50歳未満の場合は、障害支援区分が区分3（要介護2程度）（施設へ入所する場合は区分4（要介護3程度））以上である人。
- ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（要介護1程度）（施設へ入所する場合は区分3（要介護2程度））以上である人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

生活介護		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	実績値/見込量	1,566	1,635	1,566	1,584	1,566	1,548
実人員	実績値/見込量	80	90	88	88	87	86

②自立訓練(機能訓練)

内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、理学療法士や作業療法士等による身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行うサービスです。

利用者像

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害者。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等。

各年度の実績と見込

(月当たり)

自立訓練 (機能訓練)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	実績値/ 見込量	0	0	9	10	10	10
実人員	実績値/ 見込量	0	0	1	1	1	1

③自立訓練(生活訓練)

内容

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業者への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、食事や家事等の日常生活機能を向上するための支援や日常生活上の相談支援を行うサービスです。

利用者像

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障害者、精神障害者。

- ①入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業した人で、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等。

各年度の実績と見込

(月当たり)

自立訓練 (生活訓練)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日	実績値/ 見込量	8	15	14	15	15	15
実人員	実績値/ 見込量	1	1	2	2	2	2

④就労移行支援

内容

定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導等を行うサービスです。

利用者像

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる65歳未満の人。

- ①企業等への就労を希望する人。
- ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

就労移行支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日	実績値/見込量	81	20	19	3	3	3
実人員	実績値/見込量	4	1	1	1	1	2

⑤就労継続支援(A型)

内容

事業所への通所により雇用契約に基づく就労の機会を提供し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。

利用者像

就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な人で、サービス利用開始時に65歳未満の人。

- ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ②盲・ろう・支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。
- ③企業等を離職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係の状態にない人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

就労継続支援 (A型)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人口	実績値/ 見込量	116	70	78	85	85	92
実人員	実績値/ 見込量	6	4	6	4	4	5

⑥就労継続支援(B型)

内容

事業所への通所により就労の機会を提供(雇用契約は結ばない)し、就労に向けて必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行うサービスです。

利用者像

就労機会の提供を通じて、生産活動にかかる知識及び能力の向上・維持が期待される人。

- ①企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある人であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人。
- ②就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援事業(A型)の雇用に結びつかなかった人。
- ③上記の①、②に該当しない人で、50歳に達している人、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

就労継続支援 (B型)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日	実績値/ 見込量	901	1,030	1,416	1,178	1,216	1,254
実人員	実績値/ 見込量	47	54	72	62	64	66

⑦就労定着支援

内容

企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

利用者像

就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

就労定着支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	実績値/見込量	0	1	1	1	1	1

⑧療養介護

内容

主に昼間に病院や施設で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等を行うサービスです。

利用者像

医療及び常時の介護を必要とする障害者のうち、長期の入院による医療的ケアを必要とする人で、次のいずれかに該当する人。

- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6(要介護5程度)。
- ②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5(要介護4程度)以上の人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

療養介護		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	実績値/見込量	8	8	8	9	9	9

⑨短期入所(福祉型)

内容

自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

緊急時の受入対応体制の確保等にも対応できるよう人材の確保・養成・連携等による専門性の確保ができる体制づくりを目指します。また、虐待を受けた障害児等においては、障害児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

利用者像

- ①障害支援区分が区分Ⅰ以上である障害者。
- ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分がⅠ以上に該当する障害児。

各年度の実績と見込

(月当たり)

短期入所 (福祉型)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日	実績値/ 見込量	49	64	28	72	72	64
実人員	実績値/ 見込量	9	10	4	9	9	8

⑩短期入所(医療型)

内容

自宅で介護する人が病気やその他の理由により、介護ができなくなった場合、夜間を含めた短期間、施設等での入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスで、医療的管理が必要な方が利用し、病院、診療所、介護老人保健施設において実施します。

利用者像

- ①遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症(ALS)等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等。

各年度の実績と見込

(月当たり)

短期入所 (医療型)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日	実績値/ 見込量	28	6	0	7	7	7
実人員	実績値/ 見込量	1	1	0	1	1	1

日中活動系サービス見込量確保のための方策

- (1) 本市にサービスを提供できる福祉施設や事業所等との連携を強め、日中活動系サービスの実施主体の確保に努めます。
- (2) 利用者のニーズを把握してサービス量の拡大を図るとともに、緊急時の短期入所等の利用や医療援助等のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。
- (3) 県、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、就労移行支援事業者、企業など、就労関係団体・機関と連携し、東部圏域自立支援協議会を中心としたネットワークを充実します。
- (4) 県との連携の下、東部圏域での退院促進を推進し、精神障害者の地域移行及び就労移行に努めます。
- (5) 就労定着支援については、事業を実施する事業所の増加に努めるとともに、住民への情報提供を通じて利用促進を図ります。

(3) 居住系サービス

見込量の考え方

障害者数の推移、国保連合会への請求状況を基に、期中の伸び率を、毎年度の伸び率と仮定し見込量を算出しています。

ただし仮定の結果、令和5年度が0になってしまう場合は、推移を調整し見込量を算出しています。

① 自立生活援助

内容

居宅に定期的に訪問し、日常生活に課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスです。

利用者像

施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障害者。

各年度の実績と見込

(月当たり)

自立生活援助		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績値/見込量	0	0	0	1	1	1

②共同生活援助(グループホーム)

内容

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整などを行うサービスです。

また、重度化・高齢化した障害者等で地域生活を希望する方に対して、常時の支援体制を確保する「日中サービス支援型指定共同生活援助」や、グループホームの入居等の体験機会についても事業者と検討を進めます。

利用者像

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者、精神障害者で、地域において自立した日常生活を営むうえで相談等の日常生活上の援助が必要な人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

共同生活援助 (グループホーム)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人	実績値/ 見込量	26	29	32	31	34	35

③施設入所支援

内容

夜間や休日に、障害者支援施設において入浴、排せつ、食事の介護など、必要な介護・支援を行うサービスです。

利用者像

生活介護の利用者のうち障害支援区分が区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上）又は自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の利用者。

各年度の実績と見込

(月当たり)

施設入所支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績値/見込量	61	60	54	60	59	58

居住系サービス見込量確保のための方策

- (1) 居住系サービスの施設整備は、必要量の確保のため、県及び東部圏域の市村と協議のうえ、地域移行との兼ね合いを勘案しながら、整備・調整していきます。
- (2) 市内又は近隣市町村で活動する社会福祉法人やNPO法人等の動向の把握に努め、市内におけるグループホームの設置を、継続的に働きかけていきます。
- (3) 入所者の決定には、審査会を通じて決定する障害支援区分や家庭等の状況を勘案し、必要な人が利用できるよう努めます。
- (4) 自立生活援助については、民間事業所等のサービス実施主体の事業参入を促進し、サービス提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

見込量の考え方

障害者数の推移、国保連合会への請求状況を基に、期中の伸び率を、毎年度の伸び率と仮定し見込量を算出しています。ただし仮定の結果、令和5年度が0になってしまう地域移行支援は、第5期計画の見込量を継続して設定しています。

計画相談支援：令和2年度は新規モニタリング、緊急モニタリングがあり、大幅増となったことを踏まえ、令和3年度以降を、令和元年度、令和2年度を加味しながら期間伸び率で推計し、見込量を算定しています。

地域移行支援：第5期中の伸び率で推計すると0となっていますが、アンケート結果を踏まえるとともに、地域生活への移行が重要な目標であることを勘案し見込量を算出しています。

地域定着支援：直近の伸び率を勘案し、見込量を算出しています。

内容

計画相談支援：障害者の利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うサービスです。

地域移行支援：住宅の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うサービスです。

地域定着支援：常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行うサービスです。

利用者像

計画相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者。

地域移行支援：障害者支援施設等に入所している障害者、又は精神科病院に入院している精神障害者。

地域定着支援：居宅において単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人。

各年度の実績と見込

(月当たり)

計画相談支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績値/見込量	26	29	37	35	36	37

(月当たり)

地域移行支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績値/見込量	0	1	1	1	1	1

(月当たり)

地域定着支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人	実績値/見込量	1	1	1	1	1	1

相談支援見込量確保のための方策

- (1) サービス等利用計画の作成を促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の人材の確保に努めます。
- (2) 相談支援専門員の資質向上のため、各種研修等を行います。
- (3) ケアマネジメントにより、対象者にきめ細かく支援するとともに、個々の利用者実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- (4) 医療機関からの退院者及び福祉施設からの退所者が、地域での生活にスムーズに移行できるよう、退院者・退所者の支援に努めます。

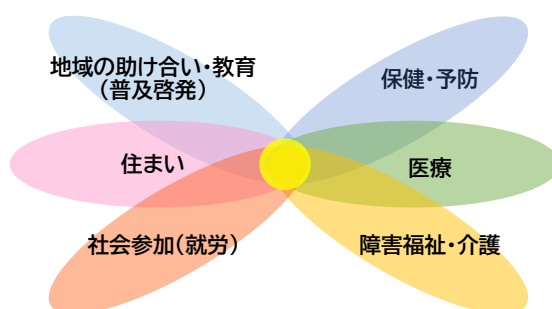
(5) その他の活動指標

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神疾患は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。多くの場合は治療により回復し、社会の中で安定した生活を送ることができるようになります。

他方、本人が苦しんでいても、周囲からはわかりにくいという特徴があります。また、長い期間入院している精神障害者の方々をはじめ、精神障害者の地域生活の支援については、精神科医療機関や地域の援助事業者による努力だけでは限界があるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要です。また、発達障害者及び高次脳機能障害者についても、障害者総合支援法で精神障害者に含まれることを周知徹底していきます。

※「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を構成する要素には、大きく、「地域の助け合い・教育（普及啓発）」、「住まい」、「社会参加（就労）」、「保健・予防」、「医療」、「障害福祉・介護」があります。



出典：精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（2019年度版）

内容

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域の現状及び課題を明らかにし、各分野が連携して取り組むことで、精神障害者が地域で安心して生活できる体制づくりを行います。

各年度の見込

協議の場		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（回）	見込量	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者の参加者数（人）	見込量	18	18	18
目標設定数（項目）	見込量	3	3	3
評価の実施（回）	見込量	1	1	1

見込量確保のための方策

(1) 東部圏域自立支援協議会の地域生活部会のメンバーを主構成員とし、現状や課題の共有、目標設定、評価を行います。

■ 相談支援体制の充実・強化のための取組

内容

適切なサービスを受けるための計画相談に関する環境の充実や基幹相談支援センターの機能強化、未就学期における療育の充実に向けた、児童発達支援センターの機能充実などに取り組みます。

各年度の見込

相談支援体制の充実・強化		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援（回）	見込量	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言（件）	見込量	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援（件）	見込量	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施（回）	見込量	2	2	2

見込量確保のための方策

- (1) 令和2年度より設置した基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援に取り組みます。
- (2) 相談支援に関して指導的役割を担う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保し、また、その機能が有効に活用できるよう、事業者訪問等により指導・助言を行います。

■ 障害福祉サービス等の質の向上

内容

サービスの量的な整備と同時に質的な面の向上を図ることで、障害者の豊かな地域生活を支援します。

各年度の見込

障害福祉サービス等の質の向上		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加（人）	見込量	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	見込量（有無）	0	0	1
	見込量（回数）	0	0	1

見込量確保のための方策

- (1) 市職員が県等による研修会へ参加し、スキルアップを図ります。
- (2) システムを事業者や関係自治体と共有し、分析、課題の共有、連携した取組につなげ、サービスの質の向上と支援内容の適正化に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 地域生活支援事業の概要

目的

障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することを目的としています。

内容

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、自治体の判断で実施することができるその他の事業とがあります。

本市では以下の事業を、第6期計画における地域生活支援事業として実施します。

必須事業	①相談支援事業 ②成年後見制度利用支援事業 ③意思疎通支援事業 ④日常生活用具給付等事業 ⑤移動支援事業 ⑥手話奉仕員養成研修事業 ⑦地域活動支援センター事業 ⑧理解促進研修・啓発事業
その他の事業（任意）	①日中一時支援事業 ②社会参加促進事業 ③訪問入浴サービス事業 ④自動車改造費助成事業

利用者負担

日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業については、利用者負担（1割負担）があります。それ以外の事業に関しては、利用者負担はありません。

見込量の考え方

第5期中の利用実績から期間中の平均伸び率を算出し、見込量に反映しています。実態と大きくかけ離れた推計値となった場合は、施策反映を行い、実態に即した見込量としています。

(2) 必須事業

①相談支援事業

内容

障害者やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。

- (1) 福祉サービスの情報提供や相談等、利用援助に関する業務。
- (2) 社会資源を活用するための支援に関する業務。
- (3) 社会生活力を高めるための支援に関する業務。
- (4) ピアカウンセリングに関する業務。
- (5) 権利の擁護のために必要な支援に関する業務。
- (6) 専門機関の紹介に関する業務。

また、障害者相談支援事業を効果的に実施するために、東部圏域自立支援協議会が設置されており、主な役割としては、相談支援事業の運営評価等の実施、困難事例への対応のあり方の協議等、地域の関係機関によるネットワークに関することなどをを行います。

対象者

障害者、障害者の保護者や介護者。

各年度の実績と見込

相談支援事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	実績値/見込量	1	1	1	実施	実施	実施

※第6期計画からは、見込量を「実施」とします。

見込量確保のための方策

- (1) 公正・公平な相談支援事業を実施していくため、地域の関係機関との連携を強化して、東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村の3市1村で設置）等を活用し、相談支援体制の充実に努めます。
- (2) 一般的な相談支援事業に加え、地域移行・地域定着の促進の取組等、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の機能強化を図ります。

②成年後見制度利用支援事業

内容

障害により判断能力が不十分な人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図ります。

対象者

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

成年後見制度 利用支援事業		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

(1) 成年後見制度利用支援事業については、第5期中には利用がありませんでしたが、今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進するうえで、必要とする方が必要な時に利用できる体制を整えておくとともに、情報提供にも努めます。

また、策定予定の「大月市成年後見制度利用促進基本計画」と整合性をとりながら、制度の普及・促進、利用支援、中核機関における機能強化等に努めます。

③意思疎通支援事業

内容

手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

対象者

聴覚障害及び音声又は言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	実績値/見込量	34	101	127	100	100	100

見込量確保のための方策

- (1) 手話通訳者の派遣事業については、山梨県立聴覚障害者情報センターに委託し、円滑な事業を実施していきます。
- (2) 意思疎通支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- (3) 障害者手帳を交付する際に、意思疎通支援事業のサービス内容等を丁寧に説明し、利用の促進を図ります。

④日常生活用具給付等事業

内容

障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付をすることにより、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。また、難病患者等については、都道府県等と連携し、難病の方へ必要な情報提供が行われ、サービスが活用できるように取り組みます。

- 介護・訓練支援用具 : 身体介護を支援する用具。
- 自立生活支援用具 : 入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具。
- 在宅療養等支援道具 : 在宅療養等を支援する用具。
- 情報・意思疎通支援用具 : 情報収集、意思伝達や意思疎通等を支援する用具。
- 排泄管理支援用具 : 排泄管理を支援する用具。
- 住宅生活動作補助用具 : 居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

対象者

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病者で当該用具を必要とする人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

介護・訓練 支援用具		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	0	5	0	1	1	1

(年当たり)

自立生活 支援用具		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	2	0	0	3	3	3

(年当たり)

在宅療養等 支援用具		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	4	2	2	3	3	3

(年当たり)

情報・意思疎通 支援用具		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	4	7	2	2	2	2

(年当たり)

排泄管理 支援用具		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	144	133	135	140	140	140

(年当たり)

在宅生活動作補助 用具 (住宅改修費)		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
件数	実績値/ 見込量	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) 日常生活用具の情報提供に努め、サービスを必要としている障害者に適切な用具が給付できるように努めます。
- (2) サービス提供事業者に対して、情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

⑤移動支援事業

内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。移動支援には、個別支援とグループ支援があり、目的に応じて利用することができます。

対象者

障害者で、外出時に移動の支援を必要とする人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

移動支援事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	実績値/見込量	7	8	8	9	9	9
延利用時間	実績値/見込量	668	671	620	650	650	650

見込量確保のための方策

- (1) 移動支援事業に関する情報提供を行い、サービス利用の促進を図ります。
- (2) 受給者証交付時に聞き取りを行うなどして状況の把握に努め、移動支援事業の必要量を的確に把握し、サービスを必要とする障害者へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。
- (3) サービス提供事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図ります。

コラム

移動支援の周知

計画策定にあたり、市内の事業所を対象に実施したヒアリングでは、「他市町村は移動支援の利用が多い」といったコメントも聞かれました。

広報やホームページをはじめとした周知を積極的に行い、障害のある人の地域参加、社会参加を呼びかけます。

⑥手話奉仕員養成研修事業

内容

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の支援や交流活動の促進のため、日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

対象者

聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に理解を有し、手話奉仕員として活動する意思のある人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

手話奉仕員 養成研修事業		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	実績値/ 見込量	9	8	9	15	15	15

見込量確保のための方策

- (1) 研修や勉強会等を通じて、意思疎通支援のための日常生活に必要な手話の技術を獲得した奉仕員の増員を図ります。
- (2) 社会福祉法人等と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。

⑦地域活動支援センター事業

内容

通所による創作活動、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等のサービスを提供して、障害者の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

基礎的事業：利用者に対し創作的作業、生産活動の機会の情報提供を行う事業。
機能強化事業：通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援を行う事業。

対象者

医師により発達に障害があると診断された人を含む障害者で、地域において就労及び雇用されることが困難な人。

各年度の実績と見込

(年当たり)

地域活動支援センター事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所	実績値/見込量	2	2	2	2	2	2
実人員	実績値/見込量	20	20	20	20	20	20

見込量確保のための方策

- (1) 障害の特性に合わせた活動を提供することで、地域生活を営む障害者の地域活動支援センターの利用を促進します。
- (2) 小規模作業所の運営や日常生活及び就労の支援等の促進を図るため、NPO等と連携し、職員の資質向上に努めます。

⑧理解促進研修・啓発事業

内容

日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深める研修・啓発・広域活動等を行います。

対象者

地域住民。

各年度の実績と見込

(年当たり)

理解促進研修・啓発事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	実績値/見込量	1	1	1	実施	実施	実施

※第6期計画からは、見込量を「実施」とします。

見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、啓発を行うことで、地域住民の障害に対する理解を深めます。併せて、障害や疾患などが外見からは分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせる「ヘルプマーク」についても、理解促進に努めるとともに、障害者自身の利用も呼びかけます。
- (2) 事業所等と連携して、事業所訪問の機会づくりや障害特性の理解のための教室の開催等、障害者への理解を深める事業を展開します。

コラム

このポスターは、横浜市港南区などで作る区自立支援協議会のメンバーが制作したものです。近隣の医療機関に配布したほか、地下鉄の駅や公共バスなどで掲示したところ、SNSで、「疑問が晴れた」「行動の理由がわかったので恐怖心が和らいだ」といった反響を呼びました。

現在では、東京都、埼玉県、大阪府など全国の自治体でも活用されているほか、人権学習用の高校教員向け資料集で取り上げている地域もあります。

大月市でも当事者のご家族のヒアリング調査で「急に大声を出すこともあり、周囲に迷惑をかけてしまうと不安になり外に連れ出さなくなる」といった声も聞かれました。

障害について知らないゆえの「壁」を取り除くため、市でも、具体的な例示も取り入れながら理解促進につなげます。



(3) その他の事業（任意）

①日中一時支援事業

内容

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援及び日常的に看護している家族の一時的な休息を支援します。

対象者

日中において看護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害のある方。

各年度の実績と見込

(年当たり)

日中一時支援事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	実績値 見込量	6	7	6	6	6	6
実人員	実績値/ 見込量	19	22	16	20	20	20

見込量確保のための方策

- (1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、申請時に聞き取りなどを通じて、利用者のニーズ把握に努めます。

②社会参加促進事業

内容

スポーツやイベント、住民活動において、障害者の社会参加を促進します。特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保し、障害者の個性や能力の発揮ができるよう支援します。

対象者

障害者とその家族。

各年度の実績と見込

社会参加促進事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	実績値 見込量	1	1	1	1	1	1

見込量確保のための方策

- (1) より多くの障害者が参加できるよう、活動内容の充実を図ります。
- (2) 利用者に対し、広報などによる周知を図るとともに、適正な事業運営を進めていきます。

③訪問入浴サービス事業

内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

対象者

居宅において、入浴が困難な在宅の身体障害者。

各年度の実績と見込

(年当たり)

訪問入浴サービス事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
箇所数	実績値 見込量	1	1	1	1	1	1
実人員	実績値/ 見込量	3	3	3	3	3	3

見込量確保のための方策

- (1) 利用者のニーズ把握に努めるとともに、広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、サービスの周知を図ります。

④自動車改造費助成事業

内容

身体障害者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

対象者

身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体不自由者であって、障害の程度が1級又は2級の人(所得制限あり)。

各年度の実績と見込

(年当たり)

自動車改造費助成事業		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	実績値/見込量	0	0	0	1	1	1

見込量確保のための方策

(1) 広報やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、情報提供を行うことで、サービスの周知を図るとともに、適正な事業運営を推進します。

第 6 章 第 2 期障害児福祉計画



I 障害児福祉サービスの成果目標

障害児においては、障害の疑いがある段階から身近な場所で支援できるよう、ライフステージに沿って、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。

児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図り、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

なお、計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援事業計画とも整合性を図り、地域での支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備等については、国が定める基本指針に基づき令和5年年度における数値目標を設定します。

国の目標

- ①児童発達支援センター : 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- ②保育所等訪問支援 : 令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの確保 : 令和5年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保
- ④医療的ケア児等 : 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
- ⑤相談支援体制の充実・強化 : 令和5年度末までに、市町村または圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制（基幹相談支援センター等の設置）の確保

⑥障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制

:令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標

①児童発達支援センターの設置

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置状況	0箇所	令和元年度末時点の児童発達支援センターの設置数
【目標値】 令和5(2023)年度末時点の児童発達支援センター設置数	1箇所 (圏域)	令和5年度末時点の児童発達支援センター設置数

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	0箇所	令和元年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制
【目標値】 令和5(2023)年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数	1箇所 (圏域)	令和5年度末時点の保育所等訪問支援サービス提供事業所数

③-1重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の児童発達支援事業所数	0箇所	令和元年度末時点の児童発達支援事業所数
【目標値】 令和5年度末時点の児童発達支援事業所数	1箇所 (圏域)	令和5年度末時点の児童発達支援事業所数

③-2 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

項目	数値	考え方
令和元年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1箇所	令和元年度末時点の放課後等デイサービス事業所数
【目標値】 令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数	1箇所 (圏域)	令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所数

④医療的ケア児支援の協議の場の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 令和5年度末時点の協議の場	1箇所 (圏域)	令和5年度末時点の市村における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置状況

※コーディネーター配置人数は活動指標に記載

2 障害児福祉サービスの実績と見込

(1) 障害児支援サービス

見込量の考え方

第5期の伸び率や、実態、アンケート、ヒアリング結果を踏まえて見込量を算出しています。

児童発達支援 :現在の利用者が年齢とともに放課後等デイサービスに移行すること、アンケートより新規希望があること、遠方事業所利用から近隣事業所へ変更する可能性等の実態を踏まえ見込量を設定しています。

医療型児童発達支援:圏域に事業所がなく、利用実績もないものの、ニーズはあるため、第5期計画を継承し、現行計画の見込量を設定しています。

放課後等デイサービス:第5期中の伸び率からの推計し、見込量を設定しています。

保育所等訪問支援 :第5期での実績はないものの、アンケート結果からニーズがあるとして、見込量を設定しています。

居宅訪問型児童発達支援 :これまで実績がないものの、需要があった際に対応できる体制をとっておくために第5期計画の見込量を継承し、設定しています。

障害児相談支援 :実態を踏まえるとともに、ヒアリング結果により第6期中に事業所が増える見込みがあることを勘案し、見込量を設定しています。

① 児童発達支援

内容

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。また、発達が気になる未就学児童や、障害のある未就学児童が、できる限り身近な場所で支援を受けられるよう、専門的な視点を踏まえ療育を行う事業です。

利用者像

療育の観点から集団療養及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児。具体的には次のような例が考えられる。

- ① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。
- ② 保育所や幼稚園、認定こども園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。

各年度の実績と見込

(月当たり)

児童発達支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績値/見込量	42	77	14	32	32	32
実人員	実績値/見込量	5	7	2	4	4	4

② 医療型児童発達支援

内容

児童発達支援及び治療を行うサービスです。

利用者像

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。

各年度の実績と見込

(月当たり)

医療型児童発達支援		第5期			第6期		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人日分	実績値/見込量	0	0	0	11	11	11
実人員	実績値/見込量	0	0	0	1	1	1

③放課後等デイサービス

内容

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、個々の困難の解消、地域社会への参加、自立を目指した療育の観点の下、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進を継続的に提供し、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

利用者像

学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

各年度の実績と見込

(月当たり)

放課後等 デイサービス		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	実績値/ 見込量	313	333	417	396	408	408
実人員	実績値/ 見込量	31	30	26	33	34	34

④保育所等訪問支援

内容

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うサービスです。

利用者像

児童が集団生活を営む施設（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など）に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童。

各年度の実績と見込

(月当たり)

保育所等訪問支援		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日分	実績値/ 見込量	0	0	0	2	2	2
実人員	実績値/ 見込量	0	0	0	1	1	1

⑤居宅訪問型児童発達支援

内容

障害児支援利用計画について相談や作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行うサービスです。

利用者像

重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童。

各年度の実績と見込

(月当たり)

居宅訪問型 児童発達支援		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
人日	実績値/ 見込量	0	0	0	1	1	1
実人員	実績値/ 見込量	0	0	0	1	1	1

⑥障害児相談支援

内容

障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、検証する相談支援を提供するサービスです。

利用者像

通所給付の決定の申請若しくは変更の申請に係る障害のある児童の保護者。

各年度の実績と見込

(月当たり)

障害児相談支援		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実人員	実績値/ 見込量	2	3	4	5	5	5

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

内容

保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築し、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

利用者像

生活するうえで、医療的ケアを必要とする障害のある児童。

各年度の実績と見込

(年当たり)

コーディネーター の配置		第5期			第6期		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配置 人数	実績値/ 見込量				0	1	1

障害児支援サービス見込量確保のための方策

- (1) 障害児が必要な支援を受けることができるよう療育の場の拡充に努めます。
- (2) サービス提供事業所や保健師等と連携し、支援体制を整えます。
- (3) 最も需要のある放課後等デイサービスに対応できるよう、充実したサービス提供体制を整備、拡充します。
- (4) 障害児の環境、身体の状態に合わせ、障害児通所支援の利用に関する意向やその他の事情を勘案した「障害児支援利用計画案」の作成に向け、指定障害児相談支援事業所や指定障害児通所支援事業所と連絡調整し、サービス提供体制の整備に努めます。また、卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据え、中長期的視点に立った継続した支援を行います。
- (5) 障害児福祉サービスのニーズを的確に把握し、サービスを効果的に提供できる体制整備に努めます。
- (6) 住民に対するサービスの情報提供に努めます。

(2) 発達障害者等に対する支援

■ペアレントトレーニング等支援プログラム

内容

発達障害は障害か否かがわかりにくく、また特徴の出方も多様であるため、「見えづらい障害」とも言われることから、保護者(養育者)が、具体的にどのような対応ができるかを学ぶための支援を行います。

利用者像

障害のある児童保護者、障害の疑いがある児童の保護者等

各年度の見込

ペアレントトレーニング等		第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラム等の受講者数(人)	見込量	1	1	1
ペアレントメンター(人)	見込量	1	1	1
ピアサポート活動参加者(人)	見込量	2	2	2

見込量確保のための方策

(1) 圏域での整備・連携を踏まえ、人材育成、支援プログラムの実施等に向けて取り組みます。

コラム

ペアレントトレーニングとは

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを旨としたトレーニング。親が日常で子どもに適切にかかわることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待できます。

ペアレントメンターとは

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

ピアサポートとは

同じ症状や悩みを持ち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取組です。

第7章 計画の推進体制



1 計画の公表

広報等による周知

計画については、市の広報誌等で広く公表し、周知につなげていきます。

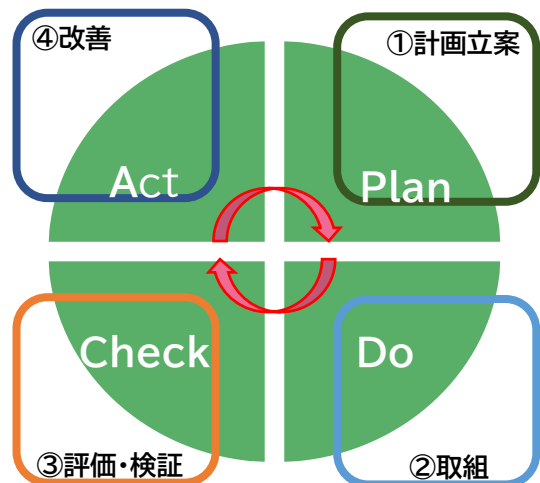
2 計画の進行管理と評価

PDCAサイクル

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価・検証（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへと繋げていく過程は、業務の質を高めていくうえで重要となります。



(施策効果を高めるため次のサイクルへ)

計画の進捗管理と推進

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策を確実なものにするためには、PDCAサイクルを活用し、計画の進捗状況を確認し状況に応じて変更等の措置をとることが重要となります。国の指針で、「少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行い」とあることも鑑み、実行年度の翌年に計画の進捗状況を点検・評価し、結果に基づいた所要の対策を講じます。

このような事業の実施状況の確認等にあたっては、市社会福祉協議会、指定相談事業者、福祉サービス事業者、保健・福祉・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害者当事者及び障害者団体と連携して取り組み、計画の推進に努めます。



Ⅰ 大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく大月市障害者福祉計画並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定による大月市障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定による大月市障害児福祉計画を策定するに際し、大月市障害者福祉計画並びに障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、計画の策定に必要な事項について調査し審議する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 実効性のある内容の計画とするため、委員はサービスを利用する障害者等をはじめ、関係団体、施設、学識経験者など、幅広い関係者の中から市長が選任し、委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める計画を立案し、市長へ報告するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課障害者支援担当において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、計画の策定完了をもって廃止する。

2 大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

策定委員会委員名簿

区 分	委員氏名	役 職	備 考
障害者団体 (3名)	藤本 兼三		大月市障がい者福祉の会 副会長
	佐藤 志のぶ		大月市障がい者福祉の会 理事
	津根 静香		大月市障がい者福祉の会 理事
施設関係 (5名)	篠原 英雄		山梨県社会福祉事業団 障害者支援施設もえぎ寮 寮長
	横山 敏彦		芽生福社会 理事長
	石川 佳男	副委員長	山の都福社会 スカイコート大月 副施設長
	庄司 愛子		平成福社会 放課後等デイサービスみらい
	石井 始天	委員長	おおつき社会福祉士事務所ソーシャル 理事長
学識経験者 (4名)	安藤 睦美		大月市民生委員児童委員協議会 代表
	小松 繁		富士・東部圏域マネージャー
	西室 稔子		地域療育コーディネーター
	上條 若奈		大月市社会福祉協議会 地域福祉担当
教育関係 (1名)	杉澤 さおり		やまびこ支援学校 進路指導主事
委員数	13名		

順不同・敬称略

3 大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定経過

実施年月日	策定経過
令和2年7月21日～ 令和2年8月4日	大月市障害福祉推進のための実態調査（アンケート）の実施
令和2年8月31日	第1回 大月市第4次障害者福祉計画及び第6期・第2期障害（児）福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・障害者福祉計画の概要について ・実態調査（アンケート）について ・計画策定スケジュールについて
令和2年9月11日～ 令和2年9月16日	大月市障害福祉推進のための実態調査（ヒアリング）の実施
令和2年10月12日	山梨県との計画策定に関する協議
令和2年12月8日	第2回 大月市第4次障害者福祉計画及び第6期・第2期障害福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・実態調査（アンケート／ヒアリング）報告 ・計画素案の審議
令和2年12月24日～ 令和3年1月7日	第3回 大月市第4次障害者福祉計画及び第6期・第2期障害福祉計画策定委員会（書面会議） <ul style="list-style-type: none"> ・第2回策定委員会の修正内容検討 ・計画素案（修正版）の審議
令和3年1月20日～ 令和3年2月9日	パブリックコメントの実施 提出された意見 件
令和3年 月 日	第4回 大月市第4次障害者福祉計画及び第6期・第2期障害（児）福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント報告 ・計画最終案の審議
令和3年 月 日	答申

大月市 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発 行 令和3年3月

発 行 者 大月市

企画・編集 市民生活部 福祉課

〒401-8601

山梨県大月市大月2丁目6-20

TEL : 0554-23-8031

FAX : 0554-22-6422

<http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>

